

地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（平成16年3月31日京都市条例第51号）（総務局人事部人事課及び同部給与課）

地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成15年法律第119号）の施行に伴い、京都市公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例ほか2条例について、規定を整備することとしました。

この条例は、平成16年4月1日から施行することとしました。

地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係
条例の整理に関する条例を公布する。

平成16年3月31日

京都市長 梶本 頼兼

京都市条例第51号

地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に
伴う関係条例の整理に関する条例

(京都市公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改
正)

第1条 京都市公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一
部を次のように改正する。

第19条中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する
法律」に改める。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第2条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部
を次のように改正する。

第4条第1項本文中「地方公営企業労働関係法第3条第2項」を「地方公営企業
等の労働関係に関する法律第3条第4号」に改める。

(京都市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第3条 京都市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を次のように改正す
る。

第4条中「地方公営企業労働関係法第3条第2項」を「地方公営企業等の労働関
係に関する法律第3条第4号」に改める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(総務局人事部人事課及び同部給与課)